

## 研究ノート

# 中華の「屏藩」、皇国の「藩屏」 —琉球国の「藩」自称—

伊藤 陽寿\*1

キーワード：「藩」、屏藩、藩屏、「藩」意識、琉球藩

### 1 はじめに

「藩」はもともと、中国古代の封建制を示すのに使われた用語である。中国王朝は、隣接する諸地域や朝貢国のことと「藩」「屏」「蔽」という用語を使って表現することがあった。中国の版図と境界を接している、たとえばモンゴルのような地域を藩部、外国である朝貢国を「藩属国」「属国」「屏藩」と言う具合にである（参考文献 1）（以下、参\*）と略記）。逆に、朝貢国でも、中国に称された呼称を用いて自己を表現することがあった。

特に琉球では、19世紀半ば以降に頻発した西洋船の来航に際して、中国に称された「藩」のなかでも「屏藩」という呼称を選び用いた（註1）。それは、西洋諸国を牽制したり、宗主国である薩摩にみずから立場を示すといった外交的な場面において用いられたのである。

いっぽう日本でも、「藩」が存在したことは周知の事実である。ただ江戸時代までは、行政単位としての「藩」というものは存在せず、漢学のなかで使用された用語であった。それが、明治政府への政権移譲後の版籍奉還を経ることで、政府が旧大名領を「藩」という公称で行政単位として存続させたとされている（参2）（参3）。

琉球が「藩国」として日本（幕府）に位置づけられる端緒は、1710年の文書であるとされている。これは、徳川家宣將軍襲職の慶賀使と、尚益即位の謝恩使に対する返書として、新井白石が起草したものである（註4）。こうした表現は、幕府の権威を対外的に表す手段として用いられた。

いっぽう幕末頃の「藩」は、薩摩や長州が天皇の身を守るといった「天子の藩屏」という意味で使用され

るのが一般的であったとされる。吉村雅美によると、外国船の来航が目立ってくる1780年代から、長崎の平戸、北海道の松前、そして対馬のような、外国と日本の間で常に海防を意識せねばならないこうした地域において、幕府を守るためのまがき＝「藩（屏）」としての自己意識が前衛化してくるとされている（参5）。

以上から考えると、日本、特に薩摩と関係を持ち、薩摩へ向けた中国情報の窓口となっただけでなく（参6）、19世紀には西洋諸国の往来や通商要求も看過できなくなるという点で、琉球でも平戸や対馬のように「藩」意識が前衛化しても不思議ではないし、日本から「天子の藩屏」とみなされる可能性は十分に有していたと言える。しかし従来の研究では、琉球が「屏藩」を自称していた点は指摘されるも、琉球の「藩」意識について考察した研究は皆無である。

したがって本稿では、「屏藩」や「藩屏」といった「藩」の呼称についていくつかの事例から、琉球における「藩」意識について見ていくことにする。広く知られるように、琉球は、みずからを日本と中国の間に立たせることによって独自の王国を作ってきたが、こうしたことを踏まえると、みずからの立ち位置を示すことになるこうした呼称を、誰に向かって、どのような場面で使用しているのかを分析することで、外交的な戦略だけでなく琉球の外交的立ち位置を琉球自身がどのように措定しようとしているのかを明確にすることが出来る。

なお本稿の取り扱う時期についてであるが、日本でも琉球でも、外交的な文脈のなかで「藩」が頻繁に使

\*1 至誠館大学 ライフデザイン学部

用されるようになる 19 世紀を中心に考察することとする。

## 2 中国の屏藩

### 2.1 中琉関係における「藩」の使用

「藩」の呼称については、古くは中国の明朝と琉球が冊封・朝貢関係を結んだ時から使用されている。

試みに『歴代宝案』<sup>参7)</sup>を検索すると、明代には、「藩翰」「藩服」「藩籬」などといった用語が、詔や勅諭といった、琉球国王冊封に関する文書のなかで多く用いられていることがわかる。冊封・朝貢関係樹立の黎明期ということもあり、琉球側がみずからを「藩」と称することは少ないが、わずかに 1425 年に尚巴志が洪熙帝即位慶賀の表文中で「藩維」と称した例が存在する<sup>註2)</sup>。

すべての「藩」用語を網羅的に検討することは今後の課題とするとして、本節では琉球が日本や西洋に対し自称することとなる「藩屏」と「屏藩」にのみ焦点を絞り、その様例について検討を加えていく。

まず「藩屏」であるが、1455 年に皇帝が尚泰久を国王に封ずる詔のなかで見出すことが出来る。しかし、この例以外に中琉関係のなかでこの用語が用いられた例は、管見の限り見出せない<sup>註3)</sup>。

次に「屏藩」である。18 世紀以降になると、冊封に際する皇帝からの詔や勅諭だけでなく、琉球側が「藩」を称して朝貢することが増える。それは主に、冊封を謝して進貢する表文や請封の際の上奏においてであるが、それに加え、進貢の許可を得る上奏や表文、さらには礼部や布政司に前国王の逝去を報ずる咨文などのなかにも表れてくる。

そのなかで注目すべきは、「屏藩」も、この時期から多用され始めるということである<sup>註4)</sup>。この用語の使用は、いずれも琉球側からなされ、それは主に世子から前国王逝去について布政司に報じるものであった。ま

た、例は少ないが、1746 年には国王尚敬から補貢に関する上奏がなされた際にも使用されている<sup>註5)</sup>。

以上、明代から清代の中琉関係における「藩」用語の使用、とりわけ「藩屏」と「屏藩」の使用例を、『歴代宝案』から見てきた。これにより、詔や勅諭といったかたちで皇帝が琉球を「藩」とし、それに対し琉球もみずからを「藩」と自称していることが確認できた。しかし、「藩屏」や「屏藩」という 19 世紀以降日本や西洋に多用される用語に注目してみてみると、琉中関係下におけるそれらの使用例は極めて少なく、国王の逝去といった特定の事例でのみ使用されていることがわかる<sup>註6)</sup>。

### 2.2 西洋への外交戦略

琉球が西洋に対し最初に「屏藩」と称したのは、1844 年のフランス船アルクメーヌ号来琉の際であった。来琉後、間もない時点で琉球に交易を迫るフランス側に対し、琉球は交渉を拒否する言い分として「清国之屏藩」と称した<sup>註 7) 引用文献 1 (以下、引\*) と略記</sup>。また、フランスの保護を受けるようにというフランス側の要求に対し、琉球は「唐屏藩之国柄」であるため、中国の指図なしに勝手に決定するわけにはいかないと<sup>註 8) 引 1)</sup>。

こうして琉球は、自分たちが中国の「屏藩」であることを理由に、フランス側を牽制したのである。また、交易を拒否する場合には、「清国之屏藩」といったような言い回しを小国にて産物が少ないといったことやトカラ通交の論理と組み合わせることで、有力な根拠に仕立て上げているのがわかる。

なお、こうした言い回しをしてフランスを牽制したのは、フランスは中国と交流があるうえ、通事である唐人がフランス船に乗り合わせていたためだとしている<sup>註 9) 引 1)</sup>。これについては薩摩側も了承し<sup>註 10)</sup>、これ以後もこうした言い回しで西洋側を牽制しようとする<sup>註 11) 引 1)</sup>琉球の考えを認めていることがわかる。こうして薩摩側も、琉球が清朝の「屏藩」であることを結果的に承認することとなったのである。

また、「屏藩」は、琉球人と外国人を区別する用語としても使用された。それは、アルクメーヌ号で来琉したフランス人宣教師フォルカードが、みずから宿泊地を変更したいと琉球王府に申し出たことから始まる。来琉したフォルカード一行は、宿泊地の外を自由に歩き回ることを王府に許可されていなかったため、軟禁生活を送らねばならなかった。そのうえ、彼等の滞在地が海辺にあったために、生活環境が悪く、彼等はまるで自分たちを牢人のようだと感じていた。そこで、もっと生活環境の良い所に移動したいと王府に訴えるが、王府は、国法により宿替えは禁止であるとし、要求を拒否したのである。

これに対しフォルカードは、閩人三十六姓を引き合いに出して王府に抗議した。

閩人三十六姓とは、琉球が明朝に朝貢を開始した頃、明朝皇帝によって移住を命じられ琉球に移り住んだ華僑集団のことである。彼らの集住した地域は久米村となり、そこでは代々王府の出先機関として、閩人三十六姓の末裔と称する久米村人たちによって中国王朝との外交事務が行われていた<sup>参8)</sup>。しかし19世紀に至っては、久米村人々は閩人三十六姓の末裔であるというアイデンティティは持ちつつも、自分たちは琉球人であるという認識を強く持っていた<sup>註12)</sup>。しかしフォルカードたちは、閩人三十六姓の歴史を持ち出し、閩人三十六姓の末裔である久米村人は良いのに、同じ「他国人」である我々はなぜいけないのかと王府に訴えたのである。

こうしたフォルカードの主張に対し、王府は、閩人三十六姓は琉球を教化するために皇帝が派遣したから良いのだとし、「屏藩」を用いて要求を再度拒否した。

王府の言い分は、琉球が中国の屏藩となったことの証に、皇帝は琉球を教化するために閩人三十六姓を渡来させた。したがって、このことについては、今回とはまた事情が異なるとしている<sup>註13) 引2)</sup>。

閩人三十六姓を中国からの渡来人であるとは認めつつも、フォルカードが引き合いに出した「他国人」で

あるといった見解については、「屏藩」のレトリックを用いて巧みに回避している様が見て取れる。

## 2.3 屏風は屏藩の像

朝貢品変更問題が議論された際にも、「屏藩」という用語が使用された例が存在する。

1850年に中国で勃発した太平天国の乱の戦況悪化は、琉球使節の北京上京（進京）にも大きな影響を与えた。進京使節の北京往来についてはすでに西里喜行による詳細な研究が存在するが<sup>参9)</sup>、本稿ではそれらに伴う朝貢品の変更について見ていくことにする。

1852年の進京は、太平天国と清軍の交戦により、北京への到着が大幅に遅れることになった。ついで、1854年の進京の際には、福州までは問題なく行けたものの、福州にて進京を中止する旨の上諭を受け取ることとなる。結果的に翌1855年に進京が叶うが、道中には賊がはびこっていたために、護衛をつけての進京であった。

これについて、実は琉球側でも、1852年における中国の戦況を受け、1854年の進京を計画した際に進貢品の変更が議論されていた。それは、咸豊帝即位慶賀の返礼として琉球が賜与された御筆に対する、謝恩の品についてであった。

琉球では元来、御筆の謝恩の品として、必ず金の屏風を北京に持参していた<sup>註14)</sup>。しかし、今回の太平天国の戦乱に際しては、道中かさばるうえに破れやすい屏風を北京まで持参するのは難しいので、それに代えるかたちで、軽くて持ち運びやすい繭合紙などに品替えをすべきではないかという議論が、王府の最高決議機関である評定所内で起こっていたのである<sup>引3)</sup>。

評定所は、この問題について各部署にも議論をさせるが、なかでも久米村の一部の人間の回答には、注目すべき点が見出せる。

金の屏風については、以前から謝恩の品として変わらずに献上されてきました。そのうえ、元年や慶賀や冠船や謝恩などの際にも献上されてきました。

た。それは礼部則例にも見えることです。

また乾隆二十一（1756）年の冊封の勅諭にも、「永く宗社之嘉麻を延ひ長ク天家之屏翰与作りよ」と、勅命として書いてございます。これ以外にも、このような文言をその都度頂戴して参りました。こうしたことから考えてみると、屏風がこれまで変わらずに献上されてきたのは、屏藩の像としてでもあるのではないかと思われます。こうした意味が（屏風に）あったのならば、品替えしての献上は困難となるでしょう。（中略）。

もっとも、中国は昔から先例を重んじられますので、先に申し上げたとおり、今回の献上物にかんしては先例どおりに献上された方が宜しいのではないかと判断致します。（後略）<sup>註15) 引3)</sup>。

すなわち、琉球が代々中国王朝に屏風を献上してきたのは、琉球が中国の屏藩であることを示す像であるからだと言う。このために、屏風を、軽くて持ち運びやすいという理由だけで繡合紙に変更するなどもってのほかだと言うのである。一方、他の部署においても今回争点となっている品替えについては議論となっており、中国が先例を重んじることや、繡合紙に変更したところで大した負担減にはならないという理由から、結果的に品替えが行われることはなかった。

屏風を「屏藩の像」とみなし、品替えに反対したのは、一部の久米村人といったごく少数の琉球人であった。大多数の人間は、単に中国が先例主義に立脚するためという理由で品替え反対という結論を導いた。また評定所も、最終決定の際には久米村のこうした意見を取り入れることはなく、大多数の人間が唱える中国の先例主義への懸念から、品替えは行わないという結論に至ったのである。

このように、結果的には政治的採決に顧みられることはなかった「屏藩の像」という言い分であるが、琉球における国際的な立ち位置、取り分け、琉球の「藩」認識を考える際には、こうした少数者の意見を看過すべきではないであろう。

「屏藩」は、単に西洋諸国の要求を回避するレトリックとして機能しただけではなく、一部の琉球人にとっては宗主国中国に帰属する琉球のあるべき姿として意識されていたのである。

### 3 皇國の藩屏

すでに1710年の時点で琉球は幕府に「藩国」として位置づけられており、また海防の必要性から、1780年代頃より日本の各地で「藩」の意識が前衛化してくるということは前述した。

こうした動きのなかで、琉球使節を題材として取り上げた「琉球物」を通して琉球を日本の属国と見なす見方が、巷間に流布していったと言われている。こうした見解はすでに横山學や紙屋敦之によって指摘されるところであるが<sup>註16)</sup>、煩を厭わず、その内実について再度確認する。

18世紀後半の日本へのロシア船来航の頻発により、日本の由緒をロシアに語る必要から、国学が盛んになった。国学研究では琉球もその研究対象として扱われ、その存在が日本の古代史や中世史と結びつけられるようになる。

1788年に刊行された『琉球雑話』には、すでに1609年の島津氏による琉球侵略の後、琉球は日本の属国となつたとの記述が存在する<sup>參10)</sup>。いっぽう、1790年に刊行された『琉球談』は、『琉球雑話』にある島津氏による琉球の日本属国化を継承しつつ、そこに為朝伝説を結びつけている。

源為朝が琉球に落ち延び、その息子が琉球國の始祖となつたというこの伝説は、当時、琉球に関するマニュアルとして広く読まれた『琉球談』、さらにはそれに影響を受けて書かれた読本『椿説弓張月』の普及によって、人口に膾炙することとなるのである。

1832（天保三）年に出版された琉球についての出版物（「琉球物」）は、江戸時代に出版されたものの約4

分の1に相当する。この年に出版された「琉球物」には、日本を「皇国」と位置づけたうえで、琉球を薩摩の附庸であるとか、皇国の属国として包摂しているという記述が目を引く。なかでも、この年に国学者の前田夏陰が著した『琉球論』に、琉球は「皇国の藩屏」であると明記されている<sup>註17)</sup>。

この書物の記述によって、すでに19世紀初頭には、『琉球論』の著者である前田夏陰のような国学者のあいだで琉球は皇国の藩屏であるという認識がすでに存在したと見なすことが出来るであろう。

#### 4 尚泰の「冊封」

最後の琉球国王である尚泰は、1848年に6歳で即位した。しかし運悪く、琉仏約条締結によるフランス人の逗留、中国における太平天国の乱の影響、薩摩藩主島津斉彬の急逝が重なり<sup>参11)</sup>、冊封を受けられたのは即位から18年後の1866年のことだった。

この時の冊封の詔には、「球百世屹屏藩之衛」という言葉が使用された<sup>引5)</sup>。また、同治二（1861）年には、同治帝から「瀛嶠屏藩」という扁額を賜っている点も象徴的である<sup>引6)</sup>。なぜなら、一般的に詔には、「屏翰」「藩屏」と言った用語は用いられるものの<sup>註18)</sup>、「屏藩」が用いられることはなかったからである。

具体的な検証は今後の課題とせざるを得ないが、琉球側の西洋諸国に対するフレーズを清朝が意識した可能性を推測できるという理由から、この時期に詔で「屏藩」が使用されている点には、留意しておいて良いであろう。なぜならこのことによって、理念上において尚泰は、中国皇帝から「屏藩」を追認されたと見なすことが出来るからである。

一方で尚泰は、1872年には明治天皇からも「冊封」されることになる。明治天皇による「冊封」<sup>註19)</sup>の勅詔には、次のようにある。

今琉球近ク南服ニ在リ。氣類相同ク文言殊ナル無ク、世々薩摩ノ附庸タリ。而シテ爾尚泰、能ク勤誠ヲ致ス。宜ク顯爵ヲ与フヘシ。陞シテ琉球藩王ト為シ叙シテ華族ニ列ス。咨爾尚泰、其レ藩屏ノ任ヲ重シ、衆庶ノ上ニ立チ切ニ朕カ意ヲ体シテ永ク皇室ニ輔タレ。欽ヨ哉<sup>引7)</sup>（波線は筆者）。

ここには、琉球が薩摩の「附庸」であることを前提にして、日本の藩王として華族にすることが語られている。さらには、明治天皇の「冊封」を経て琉球が日本の「藩屏」になったことが明記されている<sup>参12)</sup>。

こうして琉球は、1866年の冊封の際に中国皇帝から「屏藩」を追認された後、1872年には、日本の天皇から「藩屏」に位置づけられることになった。このことより、1872年の天皇による「冊封」で誕生した琉球藩は、中国の「屏藩」と日本の「藩屏」という二つの性格を併せ持つことになる。

ただし留意しておきたいのは、琉球は必ず、西洋諸国に対しては「屏藩」、日本に対しては「藩屏」という自称を用いており、逆はあり得なかったということである。これは、いわゆる中国や西洋諸国に対する琉日関係の隠蔽に繋がることであるため、当時の琉球においてこの用語の使い分けは厳密に行われていたと推測する。それがために、上述したように西洋諸国に対し「屏藩」を自称することを取り決め、薩摩に追認させる必要があったのではないだろうか。管見の限り、19世紀以降において琉球が、中国や西洋諸国に「藩屏」、日本に「屏藩」と自称している例は見つけられないが、これについての実証性の追究も今後の課題としたい。

ともあれ、琉球藩自身は中日に「両属」しているという明確な観念のもとに、従来通りの中日関係を継続しようと願ったのである<sup>参13)</sup>。

#### 5 おわりに

中国王朝との冊封・朝貢関係が開始された当初から、

中国（明朝）は琉球を「藩」と称し、次第に琉球も、冊封に関する案件などの際にみずからを「藩」と自称するようになった。「藩屏」や「屏藩」といった用語もこうした際に使用されたことはあるが、前国王の逝去を報じる際に使用されるなど、その使用例については極めて限定的でありかつ小数であった。

これが 19 世紀になると、「藩屏」は日本によって、「屏藩」は琉球自身によって、ある局面においてこれらそれぞれの用語の使用が激増するのである。

1710 年に琉球を「藩国」としたことが、幕府が琉球を「藩」として位置づけた端緒である。そして、19 世紀になると琉球は、国学者などにより、書物を通じより明確なかたちで皇國を守る「藩屏」に位置づけられることになる。

一方で琉球自身は、西洋諸国に対し中国の「藩」を強調する用語である「屏藩」を自称、連呼することとなる。こうして、奇しくも琉球を「藩」とする意識は日琉で共有されたのである<sup>註20</sup>。

1872 年における琉球藩誕生に際しては、「屏藩」と「藩屏」の意味するところの齟齬が見過ごされながらも、日琉それが「琉球は藩である」という「共通認識」を持つことになる。これが後になって、琉球「藩」をめぐり埋めようもない溝となっていくことは、周知の通りである。言うなれば、江戸時代の日本で培ってきた藩屏の思想が、実体を伴うかたちで、「屏藩」を自称する琉球を、日本の「藩屏」として飲み込んでいくということである。

しかし結局のところ、琉球という名の「屏藩」が日本の「藩屏」として一気に日本に飲み込まれることはなく、一方では中国の「屏藩」として中国との通交を保ちながら、もう一方で日本の「藩屏」としてふるまうことを余儀なくされる。こうした中日両属を自己のアイデンティティとした政体こそがまさに、「琉球藩」である。

しかし最終的には、日本による台湾出兵以降、琉球藩は日本により中国との通交を禁止されることで中国

の「屏藩」としての役目を終え、「藩屏」として日本に飲み込まれることとなるのである。そして、こうして誕生したのが現在まで続く「沖縄県」であることは、言を俟たないであろう。

### 〔註〕

註1 先行研究においても、琉球がみずからを「屏藩」と称していることについては、触れられたことがある（例えば、ティネッロ・マルコ「西洋列強の東アジア進出に対する琉球の対応」（『世界史からみた「琉球処分』』榕樹書林、2017 年、65、71 頁））。しかしそれは、ただ単に「朝貢国」とされるのみで、本稿のように、琉球が「屏藩」と自称していることへの積極的な意味を読み取ろうとしているものではない。

註2 『歴代宝案』卷一 文書番号：1-12-01、1425 年 尚巴志による洪熙帝の即位を慶賀する表文。

註3 「藩屏」についての『歴代宝案』の詳細は次の通り。卷一 文書番号：1-01-01、1455 年の皇帝の尚泰久を国王に封する詔。

註4 清代の早い時期に使用された例として、康熙 19（1680）年に琉球側より出された、暹羅国の例に照らした領封形式による冊封の撤回を求める上奏のなかで使用されている（那覇市企画部市史編集室編；那覇市史 資料篇、1、6、家譜資料二（下）、1980、767「吳江梁氏家譜 九世正議大夫邦翰」）。

註5 「屏藩」についての『歴代宝案』の詳細は次の通り。

卷三、文書番号：2-05-02、1709 年の尚益より布政司へ。前国王尚貞と尚純の逝去を知らせる咨文。屏藩の責重しという文言。  
卷四、文書番号：2-28-06、1746 年の尚敬による乾隆

九（1744）年の補貢に関する奏文。

卷五、文書番号：2-32-19、1751年尚穆より布政司へ尚敬逝去を報ずる咨文。屏藩の責重しという文言。

卷七、文書番号：2-82-11、1794年の尚温より布政司へ尚穆の逝去を報ずるため報喪使を派遣した旨の咨文。

註 6 本稿で行ったのは現在刊行されている『歴代宝案』校訂本、及び訳注本を利用したごく簡潔な調査であり、今後は他の史料も網羅したうえで改めて結論を述べる必要がある。同時に、他の「藩」用語についての傾向も視野に入れて検討していく必要があるだろう。こうした調査の精緻化については、今後の課題としたい。

註 7 仏朗西国之儀、式百年來、中国致通融事候付、國主之命を請、中国隣近之諸國可致交通候間、當國江も其通取合致交易候様承候付、當地之儀者偏少之國土ニ而產物乏、金銀銅鉄等之出產茂一切無之、商壳不相調段相断候処落着無之、翌十三日又々交易一件同様申出、且、追々彼國大總兵乗船可致來着、交易向吟味難相遂候ハヽ、右大總兵江何分返答可致、且、右大總兵之船通事乗合無之候付、異国人一人・唐人一人爰元江留置、本船者可致出帆段申出有之候付、最前より相達候通、小国產物少、金銀類出產無之、交易之儀何分ニ茂不相調、殊ニ清國之屏藩ニ而彼國并度佳喇島迄を致通融、右外余國之交通無之段、清國江も相知申事候付、勝手次第外國致取合候儀不相叶、（「案書」（引用文献1、379頁））

註 8 当地儀者唐屏藩之國柄ニ而、勿論保護等之申懸も、其訳を以相断置候付、（「案書」（引用文献1、413頁）波線は筆者に拠る。）

註 9 此節仏朗西人共江交易向断之趣意ニ、当地之儀、清國之屏藩、彼國并度佳喇島迄を致通融候段、清國

江も相知、勝手次第外國取合不相叶段申聞、別紙御届書ニも其意味相見得候付、右度佳喇島取合仕候筋申晴候次第、御尋茂可有御座哉、仏朗西人之儀、清國致通融、殊ニ此節來着之船、唐人茂乗合有之事ニ而、右通為申聞事候、（薩摩からの）「御返答」「御本文致承知候、以上。」（「案書」（引用文献1、399頁））

註 10 「案書」は、琉球の評定所から琉球に関わる薩摩の部署に送られた報告文書である。琉球からのこの報告に対し、薩摩側も特に反応を示してはいないため、了承したものであると見なせる。

註 11 （前年のイギリス船の宮古・八重山漂着とフランス船の来琉を受けて）

右両国之船、自然、此以後宮古・八重山江致來着儀茂候ハヽ、隨分丁寧ニ礼対を尽し、無事故令帰帆候様取計、万一茂事六ヶ敷<sup>翻刻ママ</sup>、故障筋可相成儀共申出候ハヽ、両島共琉球之属島、琉球者中國屏藩之國柄ニ而、格外之事者いつれ中國江申立、得勅免不申候而不叶事候付、琉球より右之差図無之候而者、何分取計難成訳申述、丁寧ニ可相断候、（「案書」（引用文献1、417頁））

註 12 前田舟子によると、19世紀初頭において、久米村人の蔡世昌によって、首里や久米村といった枠組みにとらわれない、本郷（琉球）意識が培われていったとされる（前田舟子「官生派遣からみる久米村の役割とアイデンティティ」（『平成28年度公開文化講座—シンポジウム論文集—久米村と琉球王国』久米国鼎会、2017年））。

註 13 仏朗西人当分住居候寺者何角不自由有之候間、別ニ宿一軒借入呉候様申出有之、相断置候段者先書申上候通ニ而、（中略）、此間宿替一件係通事付而願申出候処、他国人來着之儀不相成國法之由、此儀大人之申付ニ而候哉。（中略）。最前此國江他国人留置

候例無之由承居候処、三拾六姓者中国より罷渡相素立居、(中略)、再重断申入事候。尤当地之儀、中国之屏藩故、為教化三拾六姓被渡置、此儀者訖茂相替事候間、(後略)。(「案書」(引用文献2、201頁))

註14 1609年の島津侵攻以前からすでに、琉球王府は、日中間わざ外交のための贈答品として屏風を用いていた(深瀬公一郎「十六・十七世紀における琉球・南九州海域と海商」(早稲田大学史学会編『史観』第157冊、2007年))。

註15 金之御屏風之儀、適前々より右御謝恩品之内不相替被差上置、其上元年・慶賀・冠船・謝恩等之節茂被差上置、其段者礼部則例ニ茂相見得且又乾隆武拾壹年冊封之勅諭ニ茂永ク宗社之嘉麻を延ひ長ク天家之屏翰与作りよと、厚勅命被為在、右外ニ茂件之句柄段々有之、此等を以相考候得者、屏風之儀、右通先々より不相替被差上置候儀、屏藩之像ニ而茂可有之哉、左様之謂等有之儀ニ候ハ、御品替被差上候儀難被成儀ニ御座候、(中略)。尤唐者何篇先例を被重事候間、先達而申上候通此節獻上物之儀御先格通被差上候方可宣旨吟味仕、(後略)。(「僉議」(引用文献3、055-056頁))

註16 横山學「琉球物と琉使来聘」(宝玲叢刊第4集『江戸期琉球物資料集覽』第4巻、本邦書籍、1981年)、紙屋敦之「江戸上り」(『新琉球史 近世編(下)』琉球新報社、1990年)、本節の記述については、特に断りがない限りこれらの論文に依拠している。

註17 琉球の始祖ハ国初男女二人ありて女夫となる。是を阿摩弥久といふ。(中略)。今按に、国の始祖を阿摩弥久と云るハ(中略)、皇国の語に久古通ハし云例多き。(中略)。いかに其古ハ皇國の藩屏にて仕奉れる臣国なりしハ灼然証跡あるを、後世絶て了知れる人無きハ慨嘆へき事になむ(引用文献4、372-373

頁)(波線、句読点は筆者、旧字は新字に改めた)。

註18 道光18(1838)年に尚泰の先代に当たる尚育が冊封され、その際の詔に「屏翰」という用語を見出せる。また、順治11(1654)年の尚質冊封の詔には「藩屏」が見出せる。明代については、万曆31(1603)年の尚寧冊封の詔に「藩籬」とある。その他の詔ではしばしば、「(職列) 藩封」という用語が使用されている。

註19 高江洲昌哉氏のご教示によると、明治天皇の勅詔には、中国王朝による冊封の詔には必ず見られる「封」という言葉が文章中には用いられていない。このことにより、明治天皇によるこの行為は、中国による冊封とは性格の異なるものであると考えられる。そのことから本文中では、明治天皇によるこの行為を「冊封」と表記した。

註20 なお吉村雅美は、日本と周辺諸国において、國家や民族の関係性を示すために「藩」という枠組みが用いられ、かつそれが琉球や朝鮮などの東アジア諸国と共通性を有するものであるという若干の指摘を行っている(吉村雅美「近世日本における対外関係の変容と「藩」意識」(『歴史学研究』937号、2015年、92頁))。

#### [参考文献]

- 1) 岩井茂樹; 朝貢と互市, 川島真等編, 東アジア近現代通史, 1, 岩波書店, 2010
- 2) 山口啓二; 藩体制の成立, 岩波講座 日本歴史, 10, 近世二, 岩波書店, 1963
- 3) 青山忠正; 幕末政治と社会変動—その捉え方と言説の自覚について, 講座 明治維新, 2, 有志舎, 2011
- 4) 紙屋敦之; 大君外交と日本国王, 大君外交と東アジア, 吉川弘文館, 1997
- 5) 吉村雅美; 近世日本の対外関係と地域意識, 清文堂

出版, 2012

- 6) 真栄平房昭; 太平天国の乱と琉球, 新琉球史, 近世編(下), 琉球新報社, 1990
- 7) 沖縄県教育委員会; 歴代宝案 校訂本, 第一冊~第十五冊
- 8) 池宮正治等編; 久米村—歴史と人物—, ひるぎ社, 1993
- 9) 西里喜行; 咸豊・同治期(幕末維新期)の中琉日関係再考, 東洋史研究, 64, 4, 2005
- 10) 琉球雑話, 江戸期琉球物資料集覽, 4, 本邦書籍, 1981, 16
- 11) 伊藤陽寿, 尚泰冊封問題と琉仏約条, 沖縄文化研究, 43, 法政大学沖縄文化研究所, 2016
- 12) この時の琉球「藩屏」化についての日本側の議論については、波平恒男; 琉球藩王冊封とその歴史的意味, 近代東アジア史のなかの琉球併合, 岩波書店, 2014, を参照。
- 13) 東恩納寛惇; 尚泰公実録, 東恩納寛惇全集 2, 第一書房, 1978, 322-323

[引用文献]

- 1) 琉球王国評定所文書, 1, 浦添市教育委員会, 1988
- 2) 琉球王国評定所文書, 2, 浦添市教育委員会, 1989,
- 3) 奉議; 尚家文書, 443, 那覇市歴史博物館蔵
- 4) 前田夏陰; 琉球論, 江戸期琉球物資料集覽, 4,
- 5) 趙新: 繻琉球国志略, 首卷, 原田禹雄訳, 榎樹書林, 2009
- 6) 中山世譜, 琉球史料叢書, 4, 東京美術, 1972, 271
- 7) 史料稿本, 那覇市史, 資料篇, 2 中 4, 那覇市役所, 1971, 119